

事務連絡
令和3年6月11日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

職場における積極的な検査等の実施について

令和3年5月28日に開催された第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康アプリを活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」こととされました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、別紙のとおり職場における積極的な検査等の実施について、周知・呼びかけを行うよう連絡がありました。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、別紙事務連絡の本文末尾において、「別添2の資料を参考に、必要な事業者、団体へ重点的な働きかけを行う等の対応をお願いいたします。」との依頼がなされておりますが、以下の理由※から、別添2以下の資料は割愛しております。万が一、該当がある場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

※別添2の文書は、これまでのクラスターの発生状況等を踏まえ、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)や、技能実習生等が多く就労する職場や寮・宿日直等従業員同士が寝食等を共有する場で生活する環境など、従業員同士の濃厚接触が生じやすく、クラスターの発生が懸念される職場に関して、重点的な取組の働きかけをお願いする内容であり、貴法人の会員企業には該当がないものと判断したため。

(別紙)「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月10日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡)

(別添1)「職場における積極的な検査等の実施について」(令和3年6月1日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

以上